佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領

(趣旨)

第 1 佐賀県と県内市町が共同して実施する移住支援事業・マッチング支援事業及び 地域活性化等起業支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、こ の要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び県内市町の市町まち・ひと・しごと 創生総合戦略に基づき、佐賀県内における移住・定住の促進及び中小企業等におけ る人手不足の解消に資するため、佐賀県と県内市町が共同して、移住支援事業・マ ッチング支援事業及び地域活性化等起業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業・マッチング支援事業及び地域活性化等起業支援事業を実施する に当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るた め、佐賀県と県内市町が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を 申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとす る。この場合において、申請等の手続は、市町の協力を得て、佐賀県が代表して行 うものとする。

(各事業の概要)

- 第4 移住支援事業、マッチング支援事業及び地域活性化等起業支援事業の概要は、以下のとおりである。
 - 1 移住支援事業

佐賀県が行うマッチング支援事業又は地域活性化等起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、佐賀県と居住地の市町が協働して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

佐賀県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・ 運営する(職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業)とともに、市町や経済 団体等の協力を得て、中小企業等を中心に企業情報や求人票を募り、サイトへの掲載を行う。

3 地域活性化等起業支援事業

佐賀県が、起業支援機関を設置して社会的事業の起業等を支援し、開業等に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

(移住支援事業及びマッチング支援事業)

- 第5 移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。
 - 1 移住支援事業

佐賀県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、 実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町は、移住者から の移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、 市町が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町は、申請時において①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす就職又は起業等をした者の申請に基づき、⑥に定める方法により、 2人以上の世帯の場合にあっては 100 万円、単身の場合にあっては 60 万円の移住支援金を支給する。なお、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき最大 100 万円を加算する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区に在住 又は東京圏 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。) のうちの条件不利地域 (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置 法 (令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号)、離島 振興法 (昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) 又は小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和 44 年法律第 79 号) の指定区域 を含む市町村 (政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に 在住し、東京 23 区内への通勤 (雇用者としての通勤の場合にあっては、 雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京 圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をし ていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を 移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)。
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 佐賀県内に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、佐賀県において移住支援事業 の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する 意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住

者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- c その他佐賀県及び市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- ② 就職に関する要件
- 1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載 している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人に 就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思 を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ)目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- ④ 本事業における関係人口に関する要件

佐賀県における市町や地域の人々と関わりを有する者(関係人口)のうち、 市町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲 げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 市町において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されている こと。
- (イ)対象範囲の明確化に当たっては、佐賀県等関係機関と調整の上、事業実施計画の付属資料として添付していること。
- ⑤ 起業に関する要件

第6に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1 年以内に受けていること。

⑥ 申請·支給方法

(ア)申請

移住支援金の申請者は、各市町が策定した移住支援金交付要綱に定める申請書、移住先の就業先の就業証明書(起業支援金の交付決定者は除く)及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当することを証する書類を移住先の市町に提出する。

(イ) 支給方法

市町は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、佐賀県地方創生移住支援事業補助金交付要綱の定めに従い、佐賀県に対し補助金交付申請を行い、佐賀県からの交付決定通知を受けた後、申請者に交付決定通知書を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして佐賀県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

- ① 全額の返還
 - (ア) 虚偽の申請等をした場合
 - (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町から転出 した場合
 - (ウ)(就職の場合のみ該当)移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の 要件を満たす職を辞した場合
 - (エ) 地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- ② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに佐賀県に共有することとする。また、佐賀県は、地域活性化等起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

佐賀県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイト「さがUターンナビ」及び「さがジョブナビ」の 開設及び運営を行う。

- ① さがUターンナビ及びさがジョブナビに掲載する支援金対象法人の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア)人手不足が顕著な産業(求人票受付時点における直近3か月以内の新規求人に対する充足率が50%に満たない産業をいう。)であること。 なお、産業別の充足率は佐賀労働局発表の産業別・規模別新規求人・充足 状況を基に算定を行う。
 - (イ) さがUターンナビ又はさがジョブナビへ事業所登録すること。
 - (ウ) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。
 - (エ)資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。
 - (オ) みなし大企業でないこと。(ただし、上記(エ)の法人がいわゆる親会社 である場合はみなし大企業としない)

なお、みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- a 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本 金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- b 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金 10 億 円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- c 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金 10 億円未満の法人
- (カ)本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限 定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする 場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと。
- (キ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (ク) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者 でないこと。
- (ケ)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (2) 移住支援金の対象法人の選定

佐賀県は、提出された求人票が(1)①の要件に該当すると認めるときは、 その法人を移住支援金の対象法人とする。

(3)選定企業、掲載求人情報に係る情報共有 佐賀県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市 町に共有することとする。 (地域活性化等起業支援事業)

- 第6 地域活性化等起業支援事業は、次のとおり実施する。
 - 1 起業支援金の給付

佐賀県は、佐賀県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業等を行う者に対して、当該起業等を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

- (1)対象者に関する要件
- (A) 新たに起業をする場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ① 国の交付決定日以降、地域活性化等起業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。
 - ② 佐賀県内に居住していること、又は地域活性化等起業支援事業の事業期間 完了日までに佐賀県内に居住することを予定していること。
 - ③ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を佐賀県内で行う者であること。
 - ④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
 - ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は 反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- (B) 事業承継又は第二創業をする場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ① 国の交付決定日以降、地域活性化等起業支援事業の事業期間完了日までに Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等の代表者となる者であること。
 - ② 佐賀県内に居住していること、又は地域活性化等起業支援事業の事業期間 完了日までに佐賀県内に居住することを予定していること。
 - ③ 事業承継又は第二創業により新たに実施する事業を佐賀県内で行う者であること。
 - ④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
 - ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は 反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- (2)対象となる事業に関する要件
- (A)新たに起業をする場合
 - ① 社会的事業の要件を満たすこと。 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の 解決に資すること(社会性及び必要性)
 - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の

継続が可能であると見込まれること(事業性)

- (ウ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上 につながるデジタル技術を活用していること (デジタル技術の活用)
- ② 佐賀県の管内で実施する事業であること。
- ③ 国の交付決定日以降、地域活性化等起業支援事業の事業期間完了日までに 新たに起業する事業であること。
- (B) 事業承継又は第二創業をする場合
 - ① Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に 資する社会的事業の要件を満たすこと。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の 解決に資すること(社会性及び必要性)
- (イ)提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であると見込まれること(事業性)
- (ウ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上 につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)
- ② 佐賀県の管内で実施する事業であること。
- ③ 国の交付決定日以降、地域活性化等起業支援事業の事業期間完了日までに 事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。
- (3) 対象経費

新たに起業する者が起業に要する経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1)申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を佐賀県に提出する。

(2) 交付方法

佐賀県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て、(1)の申請が1(1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、起業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

佐賀県は、地域活性化等起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、別途公募・選定を通じて、1及び2の業務を行う執行団体(事務局)を置くことができる。

(財源の負担割合)

- 第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。
 - 1 第5の1に定める移住支援事業
 - (1)移住支援金

移住支援金の地方負担については、佐賀県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、佐賀県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を市町に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、佐賀県が2分の1、 市町が2分の1を負担することとし、佐賀県は、市町の移住支援金の支給に係る 事務経費に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を 受けた額を市町に交付する。

- 2 第5の2に定めるマッチング支援事業 事業費の地方負担については、佐賀県が負担する。
- 3 第6に定める地域活性化等起業支援事業 事業費の地方負担については、佐賀県が負担する。

(協力)

第8 佐賀県と市町は、移住支援事業・マッチング支援事業及び地域活性化等起業支援 事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業及び地域活性 化等起業支援事業の実施に必要な事項は、佐賀県と県内市町が協議して定める。

附則

1 この要領は、2019年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、2020 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2019 年 10 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに転入した者については、第 5 の 1 (1)①(ア)に掲げる事項に かかわらず、次の各号のいずれかに該当することを移住元に関する要件とする。
 - (1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
 - (2)住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区以外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)。

附則

- 1 この要領は、2021年3月23日から施行する。
- 2 この要領の施行前に転入した者に対する移住支援金の要件の適用については、な

お従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、2022年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に転入した者に対する移住支援金の支給額(18 歳未満の世帯員に係る加算)については、なお従前の例による。

附則

1 この要領は、2022年12月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に転入した者に対する移住支援金の支給額(18 歳未満の世帯員に係る加算)については、なお従前の例による。

申請年月日 〇年〇月〇日

移住支援金交付申請書(ひな型)

○○市(町)○○移住支援金交付要綱第○条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別		生年月日	1	
氏 名			西暦	年	月	日
住 所	₸	電話 番号				
メールアドレス						

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数(1の申請者は含まない)
移住支援金	就業	起業	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者 の人数
の種類	テレワ	関係	
	ーク	人口	

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約 事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「○○市(町)移住支援事業に係る個 人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、〇〇市(町) に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業す る意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載)	A. 3親等以内	B. 3親等以内
就業先の法人の代表者又は取締役などの経 営を担う者との関係	の親族に該当し ない	の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) ○○市(町) への移住の意思について	A. 自己の意思 である	B. 所属からの 命令である

000		A. 00	В. ОО
※各種確認事項のB.	に○を付けた場合は、移	居住支援金の支給対象とな	りません。
4 転出元の住所			
住所			
5 (東京23区の在	勤者に該当する場合のみ	到掛) 東京 99 区。の大豊	h屋麻
	野角に成当りる場合のみ 圧勤履歴を記載		J//复/正
		나 게스 다.	나
期間	,	就業先	就業地
※ 東京 23 区への在	勤後、移住前に東京 23 🛭	区以外での在勤履歴があれ	しば記入してください。
ただし、当該在勤	勋履歴がある場合、移住支	で援金の支給対象となりま	きせん。
)	// - 1 > 1 > -	
6 (テレワークに	よる移住者のみ記載)移付 T	三後の生活状況	
勤務先部署			
住所	〒		

管理コード(佐賀県及び○○市(町)使用欄)	

週・月・年 回程度/行くことはない/その他(

勤務先へ行く頻度

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 ○○市(町)○○移住支援事業に関する報告及び立入調査について、○○市(町)から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、○○市(町) が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって 暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 以下の場合には、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領及び○○市(町) ○○移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
- (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に○○市(町)以外の市区町村に転出した場合:全額
- (3) 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合:全額
- (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に○○市(町)以外の市区町村に転出した場合: 半額

(就業の場合のみ)

(5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合:全額

佐賀県及び○○市(町)○○移住支援事業に係る個人情報の取扱い

佐賀県及び〇〇市(町)は、佐賀県及び〇〇市(町)〇〇移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、佐賀県及び〇〇市(町)は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住 支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供 し、又は確認する場合があります。

年 月 日

○○市(町)長宛て

所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)(ひな型)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
職種	
勤務者と代表者又は取締 役などの経営を担う者と の関係 ※マッチングサイト掲載求人 の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事 業又は先導的人材マッチング	目的達成後に離職することが前提ではない
事業を利用している場合のみ	□ プロフェッショナル人材事業 □ 先導的人材マッチング事 業

佐賀県及び○○市(町)○○移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、 佐賀県及び○○市(町)の求めに応じて、同佐賀県及び○○市(町)に提供することについて、勤 務者の同意を得ています。

年 月 日

○○市(町)長宛て

所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)(ひな型)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務先所在地 (移住後)	
勤務先部署の 所 在 地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
交付金による資金提 供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型) 又はその前歴事業による資金提供をしていない

佐賀県及び○○市(町)○○移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、 佐賀県及び○○市(町)の求めに応じて、同佐賀県及び○○市(町)に提供することについて、勤 務者の同意を得ています。

(参考様式3)

年 月 日

○○ ○○ 様

○○市(町)長

○○市(町)○○移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書(ひな型)

○○市(町)○○移住支援金交付要綱第○条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 1,000,000 円

○振込予定日 ○年○月○日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名:〇〇

振込先口座番号(下3桁):○○○

振込先口座名義:○○ ○○

(備考)

- 1 ○○市(町)は、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領及び○○市(町) ○○移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を 請求します。
 - ①申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
 - ②申請日から3年未満に〇〇市(町)以外の市区町村に転出した場合:全額
 - ③申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合:全額
 - ④佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合:全額
 - ⑤申請日から3年以上5年以内に○○市(町)以外の市区町村に転出した場合:半額
- 2 ○○市(町)は、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業及び○○市(町)○○移住 支援金交付要綱の規定に基づき、佐賀県及び○○市(町)○○移住支援事業が適切に実施された かどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。 報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請 求を行う場合があります。
- 3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、 紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受

けられない場合があります。

- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要 書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率 の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--